

第35号議案

愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部 改正について

上記の議案を提出する。

愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成16年愛南町条例第32
号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(失職の例外)

第5条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失に
よるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、
当該職員がその職を失わないものとするができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が執行猶予を取り消されたとき
は、その職を失うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月1日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項の規定により欠格
条項の例外を条例で定めることができるとされていることから、条例の
一部を改正する。

愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(新設)</p> <p>(委任) 第5条 略</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p><u>(失職の例外)</u></p> <p><u>第5条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものとする。</u></p> <p>(委任) 第6条 略</p>